

魚津市告示第38号

魚津市事業承継推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市事業承継推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市事業承継推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業承継 法人の場合は代表者の変更登記、個人事業主の場合は税務署へ提出する個人事業の開業・廃業等届出書に基づく廃業及び後継者の開業を第8条に規定する認定から5年以内に行うものをいう。

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもののうち、同条第5項に規定する小規模企業者を除くもの

(3) 従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇の予告を必要とする者

(補助金の交付)

第3条 市長は、円滑な事業承継を促進することを目的として、事業承継計画を策定し、計画性をもって事業承継に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる中小企業者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 法人にあつては、その登記されている本店又は主たる事務所の所在地が市内であること。また、個人事業主にあつては、主たる納税地が市内であること。

(2) 第8条に規定する認定申請時点で3年以上市内において事業を行

っていること。

(3) 富山県事業承継・引継ぎ支援センターの実施する事業承継相談を受け、事業承継計画を策定していること。

(4) 法人の場合は代表者、個人の場合は事業主の3親等以内の血族及び姻族以外に事業を承継すること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものでないこと。

(6) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(7) 法人の場合は団体及び代表者、個人の場合は事業主及び事業主の世帯全員が市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事業を行う者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(3) その他市長が補助金の目的に合致しないと認める事業

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、事業承継計画書に記載された事業承継に係るものとし、次の各号に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) 専門家活用

(2) マーケティング調査

(3) 広告宣伝

2 補助対象事業の完了期限は、第8条に規定する認定を受けた月を含め、連続する12箇月後を期限とする。

3 同一中小企業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費の全額とする。ただし、国、県その他機関からの補助金等の対象となっている経費は、当該補助金の補助対象経費には含めないものとする。

(補助金の額及び補助率)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(認定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、魚津市事業承継推進補助金認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する日から事業承継を完了する日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業承継計画書
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 補助事業の見積書
- (4) 従業員名簿
- (5) 市税等納付状況確認同意書
- (6) 法人の場合は商業法人登記事項証明書、個人事業主の場合は直近の確定申告書の写し（確定申告の義務がない場合は、住民税の申告書類の控えで代替することができる。）

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否について、魚津市事業承継推進補助金認定（不認定）決定通知書（様式第3号）により、認定申請者に通知するものとする。

3 第3条第1項第7号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）第5条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

(認定の取消し)

第9条 前条第1項の申請にかかる事業承継計画書の内容に大幅な変更が生じた場合は、市長は認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、魚津市事業承継推進補助金認定取消通知書（様式第4号）により、前条第2項の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定決定事業者」という。）に通知するものとする。

(交付申請等)

第10条 認定決定事業者は、補助対象事業が完了し費用の支払が完了した日から1月以内に、魚津市事業承継推進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定し、補助金の額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市

事業承継推進補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第6号）により、当該認定決定事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項に規定する通知の後、認定決定事業者から提出される魚津市事業承継推進補助金請求書（様式第7号）に基づき、補助金を交付するものとする。

（事業報告）

第12条 前条第1項の交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金の交付を受けた日から起算して5年又は事業承継が完了するまでの間、各年度3月31日までに、魚津市事業承継推進補助金事業報告書（様式第8号）に当該年度にかかる事業承継の進捗状況を示す書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 事業承継が達成される見込みが無くなった場合
- （2） 前条に規定する事業報告書の提出がない場合
- （3） 偽りその他不正の行為により交付決定を受けた場合

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、交付決定事業者に対し、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第8条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市事業承継推進補助金認定申請書

魚津市事業承継推進補助金の交付の対象となる認定を受けたいので、魚津市事業承継推進補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の種類 (○で選択)	・ 専門家活用 ・ マーケティング調査 ・ 広告宣伝		
2 補助事業の目的 及び内容			
3 対象経費 (税抜)			円
4 補助金額	(対象経費 × 1 / 2)		円
5 補助事業の 完了年月日 (予定)	年 月 日	6 従業員数	人

添付書類

- ・ 事業承継計画書
- ・ 誓約書
- ・ 補助事業の見積書
- ・ 商業法人登記事項証明書（個人事業主の場合は直近の確定申告書等の写し）
- ・ 従業員名簿
- ・ 市税等納付状況確認同意書
- ・ その他関係書類

年 月 日

魚津市長 あて

誓 約 書

魚津市事業承継推進補助金に関して、次のとおり誓約します。

- ・ 本申請により補助を受ける経費については、自身の事業承継に係る事業であることを誓約します。
- ・ 本申請の内容に虚偽や錯誤が無いことを誓約します。併せて補助金を受けた後も、魚津市事業承継推進補助金交付要綱第12条に規定する事業報告書を提出することを誓約します。
- ・ 誓約者の営む事業において、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、魚津市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に該当する暴力団員に該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請者の営む事業の経営に事実上参画していません。
- ・ 交付申請にあたり、申請した助成対象経費は、魚津市事業承継推進補助金交付要綱第 6 条に基づき、国や県等から助成を受けた対象経費が含まれていないことを誓約します。併せて、後日、対象経費が含まれていることが明らかとなった場合は、当該対象経費相当分の補助金を返還することを誓約します。

誓約者 所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

（代表者名を自署し、押印してください。
ただし、法人の場合は代表者印をもって
自署は不要とします。）

様式第 3 号（第 8 条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市事業承継推進補助金認定（不認定）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、魚津市事業承継
推進補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたの
で通知します。

年 月 日

魚津市長

- 1 認定します。
- 2 認定しません。
認定しない理由

様式第 4 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市事業承継推進補助金認定取消通知書

年 月 日付けで認定決定した補助金について、魚津市事業承継
推進補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、認定の取消しを行いました
ので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 認定取消の理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市事業承継推進補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市事業承継推進事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市事業承継推進補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

関係書類

- ・補助対象事業に係る請求書及び領収書の写し
- ・補助対象事業の実施を示す書類
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市事業承継推進補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市事業承継推進補助金に
ついては、魚津市事業承継推進補助金交付要綱第11条第2項の規定により、
交付を決定し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

請求者 所在地
 事業者名
 代表者名

魚津市事業承継推進補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令第 号で交付決定を受けた魚津市
 事業承継推進補助金として下記金額を請求します。

なお、補助金は次の口座に振込願います。

記

請求金額 円

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード [※]					店舗コード [※]				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号								

※請求者名義の口座を記入してください。

様式第 8 号（第12条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

報告者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市事業承継推進補助金事業報告書

魚津市事業承継推進補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 交付年度 | 年度 |
| 2 | 交付決定番号 | 魚津市指令第 号（ 年 月 日付け） |
| 3 | 補助金の種類 | 専門家活用・マーケティング調査・広告宣伝 |
| 4 | 交付金額 | 円 |

添付書類

- ・事業承継の進捗状況を示す書類
- ・その他関係書類